

第19号議案

芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年2月23日提出

芦屋市長 山中 健

提案理由

国家公務員退職手当法の一部改正を参考に、退職手当について新たな支給制限及び返納等の制度を創設するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 芦屋市職員の退職手当に関する条例 (昭和 3 0 年芦屋市条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(遺族の範囲及び順位)

第 2 条の 2 この条例において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者 (届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けべき遺族に同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの条例の規定による退職手当の

支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第4条第2項中「退職した者」の次に「(第13条第1項各号に掲げる者を含む。)」を加え、「同項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改める。

第5条の2第2項中「第8条の2第4項、第9条第3項又は第13条の4の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「第8条第6項」を「第8条第5項」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第9条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該」を「第8条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第13条第1項若しくは第15条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第10条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に改め、同項第3号中「第8条の2第1項」を「第9条第1項」に改め、同項第4号中「第8条の2第2項」を「第9条第2項」に改め、同項第5号中「第8条の2第3項」を「第9条第3項」に改める。

第7条の4第4項第1号中「退職した者でその勤続期間が」を「退職した者のうち自己都合退職者(第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のものでその勤続期間が5年以上」に改め、「(次号に掲げる者を除く。)」を削り、同項第2号を次のように改める。

- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

第7条の4第4項に次の3号を加える。

- (3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0
(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

第8条第3項中「第9条第1項各号」を「第13条第1項各号」に改め、同条第5項を削り、同条第6項第1号中「第13条の4」を「第20条第2項」に改め、同項を第5項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り上げる。

第9条を削る。

第8条の2の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算」に改め、同条第3項中「第6項」を「第5項」に改め、同条第4項を削り、同条を第9条とする。

第11条第1項第1号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）」を「一般の退職手当等」に改める。

第12条を次のように改める。

（定義）

第12条 本条から第19条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。
- (2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第19条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関をいう。

第12条の2を削る。

第13条を次のように改める。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を公示することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その公示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第14条を第21条とする。

第13条の4を次のように改める。

(職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)

第13条の4 職員が退職した場合(第13条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が、引き続いて職員以外の地方公務員等となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

3 職員が第9条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定公庫等

職員となつた場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定公庫等職員となつた場合においては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第13条の4を第20条とする。

第13条の2及び第13条の3を削り、第13条の次に次の6条を加える。

(退職手当の支払の差止め)

第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至

つたとき。

- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止

処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第11条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。）において、当該退職をした者が既に第11条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第13条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
 - (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第13条第1項に規定する事情を勧告して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
 - 3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けべき者の意見を聴取しなければならない。
 - 4 芦屋市行政手続条例（平成11年芦屋市条例第3号。以下「行政手続条例」という。）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
 - 5 第13条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
 - 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勧告して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及

び第18条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
 - (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第11条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合(受けることができる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。
- 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 6 第13条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第17条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第13条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手

当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第13条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第18条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第16条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般

の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第14条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部

又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第13条第2項並びに第16条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第16条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当審査会)

第19条 退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分の公正を期するため、退職手当審査会を置く。

2 退職手当管理機関は、第15条第1項第3号若しくは第2項、第16条第1項、第17条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。

3 退職手当審査会は、第15条第2項、第17条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 退職手当審査会の組織及び委員その他退職手当審査会に関し必要な事項については、規則で定める。

(芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例 (昭和 3 6 年芦屋市条例第 2 8 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(遺族の範囲及び順位)

第 1 条の 2 この条例において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者 (届出をしていないが、教職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、教職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けべき遺族に同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 教職員を故意に死亡させた者
- (2) 教職員の死亡前に、当該教職員の死亡によつてこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第 3 条第 2 項中「退職した者」の次に「(第 1 2 条第 1 項各号に掲げる者を含む。)」を加え、「同項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改める。

第5条の2第2項中「第7条の2第4項，第8条第3項又は第13条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により，この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に，「これらの支給」を「これらの退職手当」に，「第8条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該」を「第7条第6項の規定により教職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に改め，同項第3号中「第7条の2第1項」を「第8条第1項」に改め，同項第4号中「第7条の2第2項」を「第8条第2項」に改め，同項第5号中「第7条の2第3項」を「第8条第3項」に改める。

第6条の5第4項第1号中「退職した者でその勤続期間が」を「退職した者のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上」に改め，「（次号に掲げる者を除く。）」を削り，同項第2号を次のように改める。

- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

第6条の5第4項に次の3号を加える。

- (3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0
(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

第7条第3項中「第8条第1項各号」を「第12条第1項各号」に改め，同条第5項第1号中「第13条」を「第19条第2項」に改める。

第8条を削る。

第7条の2の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算」に改め、同条第4項を削り、同条を第8条とする。

第11条を次のように改める。

(定義)

第11条 次条から第18条までにおいて「懲戒免職等処分」とは、地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の教職員としての身分を当該教職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

第11条の2を削る。

第12条を次のように改める。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2 教育委員会は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を公示することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その公示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

4 教育委員会は、第1項の規定による処分を行おうとする場合は、あらかじめ、

市長に通知しなければならない。

第14条を第20条とする。

第13条の見出しを「（教職員が退職した後に引き続き教職員となつた場合等における退職手当の不支給）」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

教職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び教職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第13条に次の1項を加える。

- 3 教職員が第8条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定公庫等職員となつた場合又は同条第2項の規定に該当する教職員が退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員となつた場合においては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第13条を第19条とする。

第12条の2及び第12条の3を削り、第12条の次に次の6条を加える。

（退職手当の支払の差止め）

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 教職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われて

いない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は教育委員会がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - (2) 教育委員会が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為（在職期間中の教職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、教育委員会は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、教育委員会に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた場合において、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起

訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 第3項の規定による支払差止処分を行つた場合において、教育委員会は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過したときは、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、教育委員会が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第10条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。）において、当該退職をした者が既に第10条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は支払差止処分について、同条第4項の規定は支払差止処分及び支払差止処分の取消しについて準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用教職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 教育委員会が、当該退職をした者(再任用教職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めるとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、教育委員会は、当該遺族に対し、第12条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 教育委員会は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けべき者の意見を聴取しなければならない。

4 芦屋市行政手続条例(平成11年芦屋市条例第3号)第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第12条第2項から第4項までの規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条の規定により準用する芦屋市職員の退職手当に関する条例第11条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。))であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用教職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 教育委員会が、当該退職をした者(再任用教職員に対する免職処分の対象となる教職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第10条の規定により準用する芦屋市職員の退職手当に関する条例第11条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合(受けることができる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、教育委員会は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

4 教育委員会は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けなければならない者の意見を聴取しなければならない。

5 芦屋市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第12条第2項及び第4項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第16条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、教育委員会は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第12条第2項及び第4項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 芦屋市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、教育委員会が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、教育委員会は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該

一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合に
あつては，失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命
ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が，当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第
3項において準用する芦屋市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を
受けた場合において，第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受ける
ことなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は，教育
委員会は，当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り，当該退職手当
の受給者の相続人に対し，当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等
の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処
分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として，当該一般の退職手当
等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては，失業
者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行う
ことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）
が，当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起
訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同
じ。）において，当該刑事事件につき判決が確定することなく，かつ，第15条
第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは，教育委員会は，当該
退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り，当該退職手当の受給者の相続
人に対し，当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基
礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき
行為をしたと認められることを理由として，当該一般の退職手当等の額（当該退
職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては，失業者退職手当額を
除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が，当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係
る刑事事件に関し起訴をされた場合において，当該刑事事件に関し禁錮以上の刑
に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死
亡したときは，教育委員会は，当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に
限り，当該退職手当の受給者の相続人に対し，当該退職をした者が当該刑事事件
に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として，当該一般の退職手当等の額
（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては，失業者退職

手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用教職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、教育委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用教職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
- 7 第12条第2項及び第4項並びに第15条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
- 8 芦屋市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第15条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当審査会)

第18条 教育委員会は、第14条第1項第3号若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を行おうとするときは、市長に対し、芦屋市職員の退職手当に関する条例第19条の退職手当審査会への諮問を依頼しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

- 3 芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 (昭和 43 年芦屋市条例第 33 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項中「第 9 条、第 13 条、第 13 条の 2 (第 10 項を除く。) 及び第 13 条の 3」を「第 13 条から第 18 条まで」に改め、同項後段を削る。

(芦屋市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

- 4 芦屋市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (昭和 31 年芦屋市条例第 17 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 5 項中「昭和 30 年芦屋市条例第 1 号。以下「退職手当条例」という。) 第 9 条、第 13 条、第 13 条の 2 及び第 13 条の 3」を「昭和 30 年芦屋市条例第 1 号) 第 13 条から第 18 条まで」に、「退職手当条例第 13 条の 2 及び第 13 条の 3 中「任命権者」を「これらの規定中「退職手当管理機関」に改める。

(芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

- 5 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例 (平成 21 年芦屋市条例第 16 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項中「第 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号、第 13 条、第 13 条の 2 (第 10 項を除く。) 及び第 13 条の 3」を「第 13 条から第 18 条まで」に、「第 9 条第 1 項第 1 号中「地方公務員法第 29 条」とあるのは「地方公営企業法 (昭和 27 年法律第 292 号) 第 7 条の 2 第 8 項」と、同項第 2 号」を「第 13 条第 1 項第 2 号」に改め、「、第 13 条の 2 及び第 13 条の 3 中「任命権者」とあるのは、「市長」と」を削る。

(芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 6 芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (昭和 37 年芦屋市条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

付則第2項中「第8条第8項」を「第8条第7項」に改める。

(芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 7 芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和59年芦屋市条例第5号)の一部を次のように改正する。

付則第1項中「第8条第6項,同条第7項」を「第8条第5項,同条第6項」に改める。

(芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 8 芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成8年芦屋市条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「退職した者を」を「退職した者(第13条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)を」に改める。

(芦屋市立芦屋高等学校教職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 9 芦屋市立芦屋高等学校教職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和38年芦屋市条例第11号)の一部を次のように改正する。

付則第5条第2項中「第13条」を「第19条第2項」に改める。

付則第6条第1項中「第3条から第5条まで及び第6条の2」を「第2条の2から第5条の4まで及び第6条の2から第6条の6まで」に改める。

付則第6条の2中「第3条から第5条までおよび第6条の2」を「第2条の2から第5条の4まで及び第6条の2から第6条の6まで」に、「第5条第1項」を「第7条第5項」に改める。

(芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 10 芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成8年芦屋市条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「退職した者を」を「退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)を」に改める。

(芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 11 芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成19年芦屋市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項中「第6項並びに第8条の2第1項」を「第9条第1項」に改

める。

附則第7条第2項中「第7条の2第1項」を「第8条第1項」に改める。

参 照

芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

国家公務員退職手当法の一部改正を参考に、退職手当について新たな支給制限及び返納等の制度を創設するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正（第1条及び第2条関係）

（注：文中退職手当条例＝芦屋市職員の退職手当に関する条例，学校職員退職手当条例＝芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例）

(1) 懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限

退職をした者が次のいずれかに該当するときは、当該退職日に懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（以下「退職手当管理機関」（学校職員退職手当条例においては教育委員会）という。）は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができることとした。

（退職手当条例第13条第1項及び学校職員退職手当条例第12条第1項）

ア 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

イ 失職又はこれに準ずる退職をした者

(2) 退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限

ア 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができることとした。

（退職手当条例第15条第1項及び学校職員退職手当条例第14条第1項）

(ア) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(イ) 当該退職をした者が在職期間中の行為に関し再任用職員等に対する免職処分を受けたとき。

(ウ) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該退職後に在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

イ 死亡による退職をした者の遺族に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、ア(ウ)に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができることとした。

(退職手当条例第15条第2項及び学校職員退職手当条例第14条第2項)

(3) 退職をした者の退職手当の返納

ア 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができることとした。

(退職手当条例第16条第1項及び学校職員退職手当条例第15条第1項)

(ア) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(イ) 当該退職をした者が在職期間中の行為に関し再任用職員等に対する免職処分を受けたとき。

(ウ) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

イ ア(ウ)に該当するときにおけるアによる処分は、当該退職の日から5年以内限り、行うことができることとした。

(退職手当条例第16条第3項及び学校職員退職手当条例第15条第3項)

(4) 遺族の退職手当の返納

死亡による退職をした者の遺族に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、(3)ア(ウ)に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内限り、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができることとした。

(退職手当条例第17条第1項及び学校職員退職手当条例第16条第1項)

(5) 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付

退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該退職手当の受給者が当該退職の日から6月以内に(3)ア又は(4)による処分を受けることなく死亡した場合において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分等を行うことができることとした。(退職手当条例第18条第1項から第5項まで及び学校職員退職手当条例第17条第1項から第5項まで)

(6) 退職手当審査会

ア 退職手当の支給制限等の処分の公正を期するため、退職手当審査会を置く。
(退職手当条例第19条第1項)

イ 退職手当管理機関は、(2)ア(ウ)若しくはイ、(3)ア、(4)又は(5)による処分を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならないこととした。
(退職手当条例第19条第2項及び学校職員退職手当条例第18条)

(7) その他関係条文の整備

3 施行期日等

(1) 平成22年4月1日から施行し、同日以後の退職に係る退職手当について適用する。

(2) 芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正に伴う関係条例の規定の整理

(改正附則第3項から第11項まで関係)

次の条例中の芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の引用条項を整理する。

ア 芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和43年芦屋市条例第33号)

イ 芦屋市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年芦屋市条例第17号)

- ウ 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成 21 年芦屋市条例第 16 号）
- エ 芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 37 年芦屋市条例第 4 号）
- オ 芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 59 年芦屋市条例第 5 号）
- カ 芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 8 年芦屋市条例第 39 号）
- キ 芦屋市立芦屋高等学校教職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 38 年芦屋市条例第 11 号）
- ク 芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 8 年芦屋市条例第 40 号）
- ケ 芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 19 年芦屋市条例第 20 号）